



島根県報

平成26年 8 月 22 日 (金)

号外 第 109 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県立美術館の指定管理者の募集	(文化国際課)	2
島根県芸術文化センターの指定管理者の募集	(")	8
島根県立三瓶自然館及びその附属施設の指定管理者の募集	(自然環境課)	15

公 告

島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号。以下「条例」という。）第7条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成26年 8 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県立美術館（以下「美術館」という。）は、美術その他の美術文化に関する知識及び教養の向上を図り、県民文化の振興に寄与することを目的として設置されたものである。

美術館については、平成17年4月から県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、現在の指定期間が平成27年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要**(1) 島根県立美術館**

ア 所在地 島根県松江市袖師町1番5号

イ 開 館 平成11年3月6日

ウ 施設規模 敷地面積 14,746平方メートル

建築面積 9,311.92平方メートル

延床面積 12,498.88平方メートル（地上2階）

構造種別 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

エ 施設内容 企画展示室（1室1,153平方メートル）、常設展示室（5室1,849平方メートル）、ギャラリー、ホール、ロビー、収蔵庫、事務室等

オ 配置図 島根県立美術館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）を参照すること。

カ 利用状況 入館者数実績 平成24年度 225,890人

平成25年度 228,879人

(2) 駐車場

ア 所在地 島根県松江市幸町

イ 施設規模 敷地面積 7,708.78平方メートル

ウ 施設内容 駐車場及び公衆トイレ（建物面積34.67平方メートル）

(3) 入居施設

ア レストラン 173.64平方メートル

イ ミュージアムショップ 47.04平方メートル

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。詳細は、島根県立美術館指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照すること。

なお、レストラン及びミュージアムショップについては、行政財産目的外使用許可に基づく運営となり、指定管理業務に含まないものとする。

- (1) 美術館のギャラリー及びホール並びにこれらの附属設備の使用の許可に関する業務
- (2) 美術館の使用料及び観覧料の徴収に関する業務
- (3) 美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 美術館の総合案内等に関する業務
- (5) 美術館の広報・利用促進に関する業務

(6) その他仕様書に記載する業務

※ 島根県と指定管理者の業務区分について

美術館の業務の一部は、島根県が直接運営する。島根県と指定管理者の業務区分は、おおむね次のとおりである。

業 務 区 分	業 務 内 容	運 営 主 体
学芸業務	○企画展・常設展事業 ○美術品の収集保存及び調査研究 ○美術教育普及事業 ○県予算の執行、管理等	島根県
施設運営業務	○貸館（ギャラリー・ホール）事業 ○使用料及び観覧料の徴収及び管理 ○総合案内、企画展・常設展の受付及び監視 ○美術館広報（企画展等を含む。）、利用促進等	指定管理者
施設管理業務	○施設・設備の維持管理 ○警備、清掃等	

4 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと思われるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 指定管理業務に要する経費

(1) 指定管理料の額

島根県が支払う指定管理料は、指定期間（5年間）における支出見込額を上限とする。

指定管理料 1,451,850千円以内（年間平均290,370千円）

（消費税及び地方消費税（税率8パーセント）を含む。）

※支出見込額は、入居団体の光熱水費負担を差し引いた金額である。

※光熱水費単価の高騰により、施設の管理運営に支障を生じるおそれのある場合には、島根県及び指定管理者間で協議するものとする。

(2) 指定管理料の額の変更

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

(3) 年間収入目標額

年間収入目標額は、ギャラリー、ホール及び駐車場の使用料収入を対象とする。

年間収入額に収入目標額の±10パーセントを上回る変動があった場合、その2分の1（対象経費10万円以上）を当該年度の指定管理料に反映させるものとする。

年間収入目標額 7,660千円

※年間収入目標額の算定は、使用料の減免後の金額で行う。

(4) 支払方法

各年度の指定管理料は分割支払とすることとし、支払時期や分割方法については島根県と指定管理者で締結する協定書で定めるものとする。

6 指定管理者の応募資格

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当することが必要である。

ア 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている法人等でないこと。

(2) 応募資格の留意事項

- ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態を問わないが、個人は応募資格を有しない。
- イ 管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決(平成26年12月中旬予定)までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 申請書

島根県立美術館条例施行規則(平成16年島根県教育委員会規則第28号。以下「規則」という。)に定める様式

イ 事業計画書

事業計画書の大きさは、原則としてA4判とし、次の内容を記載すること。

- (ア) 施設の管理運営の基本方針
- (イ) 安定的な運営が図られるサービス供給体制
- (ロ) サービスの質の確保と具体的方策
- (ハ) 広報・利用促進の考え方
- (ニ) 施設の維持管理
- (ホ) 危機管理体制
- ウ 指定期間各年度分及び期間を通じての収支予算書
- エ その他の申請に必要な書類
 - (ア) 定款、寄附行為若しくは規約又はこれらに準ずる書類
 - (イ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - (ロ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
 - (ハ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
 - (ニ) 法人等の概要を記載した書類
 - (ホ) 役員の名簿(住所、氏名等)及び略歴を記載した書類
 - (ヘ) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書
 - (セ) 島根県税について、未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書
 - (ゼ) 印鑑証明書
 - (コ) 指定申請に係る誓約書

(2) 提出部数

正本 1 部及び副本10部（副本は、複写可とする。）。ただし、(1)エの(7)、(i)及び(キ)から(ロ)までについては、正本 1 部、副本 1 部とする。

(3) 提出場所

17に記載する場所

(4) 提出期限

平成26年10月20日（月）午後 5 時

提出場所まで持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送の場合は書留とし、平成26年10月20日（月）午後 5 時までに必着とする。

(5) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に際して必要となる経費は、全て申請者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

エ 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがある。

オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

(7) 申請書類に虚偽の記載があったとき。

(i) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。

(キ) 申請者若しくは申請者の代理人又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行ったとき。

(ロ) その他不正な行為があったとき。

8 募集要項等の公表期間及び公表方法

(1) 公表期間

平成26年 8 月 22 日（金）から同年10月20日（月）まで

(2) 公表方法

島根県環境生活部文化国際課ホームページに掲載する。

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時 平成26年 9 月 8 日（月）午後 2 時から午後 4 時まで

(2) 集合時間及び集合場所 午後 1 時50分に美術館 1 階講義室に集合すること。

(3) 現地説明会の内容 美術館の施設見学

(4) 参加申込みの方法等

現地説明会への出席を希望する申請者は、参加申込書を次のとおり作成し、提出すること（1 法人等の出席者は 3 名までとする。）。

なお、出席を希望する法人等が無ければ実施しない。

ア 参加申込書の記載内容 法人等名、出席予定者（職・氏名）及び連絡先（住所・電話番号）

イ 提出場所 17に記載する場所

ウ 提出期限 平成26年 9 月 4 日（木）午後 5 時

エ 提出方法 ファクシミリ

※ファクシミリは、事前に電話連絡の上、送信すること。

10 仕様書等の不明疑義等

仕様書等の不明疑義等については、次の方法により提出すること。

なお、指定管理候補者の選定後に関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 提出方法

別に定める質疑票に記入の上、提出すること。ファクシミリによる提出も可とする。

なお、ファクシミリをした後には、確認のため必ず電話をすること。

(2) 提出期限 平成26年9月29日（月）午後5時

(3) 回答方法及び回答期限

質疑の回答は、全ての応募希望者に対し、平成26年10月3日（金）までにファクシミリにて行う。

(4) その他

質疑の提出期限以降において、新たに募集要項等を入手した法人等が、指定管理候補者の選定後に募集要項等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

11 指定管理者の候補の選定

条例第7条の規定による基準に基づき、島根県立美術館指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の5名の委員で構成する。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。

(3) 審査の項目及び配点

サービスに関する評価	70点
施設の管理運営の基本方針	10点
安定的な運営が図られるサービス供給体制	15点
サービスの質の確保と具体的方策	10点
広報・利用促進の考え方	15点
施設の維持管理	10点
危機管理体制	10点
コストに関する評価	30点
収支計画（収支予算書）の内容	10点
費用対効果の考え方	10点
法人等の財政的基盤	5点
管理に要する経費	5点

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査基準に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、平成26年10月22日（水）までに申請者全員に通知する。

ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。

エ プレゼンテーションの日時、場所等については、申請者に対して書面で通知する。

オ 候補者の選定は平成26年11月上旬に行い、その結果は申請者全員に書面で通知するとともに申請者名及び選定結果（選定又は非選定）を島根県のホームページにより公表する。

カ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに

候補者を選定することがある。

キ 選定委員会は、非公開とする。

ク 選定委員の氏名は、審査終了までの間は非公開とし、候補者の選定結果公表以降に公表する。

(5) 申請者が1者のとき

ア 申請者が1者のみの場合でもプレゼンテーションは実施する。この場合において、評価点数が最低基準60点を下回る場合には、当該申請者は指定管理候補者として選定しない。

12 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、あらかじめ島根県議会の議決を経る必要がある。11(4)で選定した候補者を、平成26年11月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の基本協定及び毎年度締結する年度協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

なお、基本協定の発効は、平成27年4月1日を予定している。

13 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況について評価を毎年度実施する。

(1) 事業評価

島根県は、指定管理業務について、適正な業務の履行を確保するとともに、指定管理者の業務改善及び住民サービスの一層の向上に資するため、その実施状況を評価する。

ア 年度評価（毎年度実施）

年間を通じて行った管理運営状況の調査、指定管理者から提出された事業報告書の書面調査・ヒアリング等のほか、指定管理者が行う利用者へのアンケート調査等によって得られた利用者の意見等をもとに評価する。

イ 評価結果の通知と改善への取組

評価結果は、指定管理者に通知する。

なお、改善が必要な場合は、業務の適正な履行及びサービスの質を確保するため、指定管理者に対し業務改善を勧告し、改善策の提出と実施を求める。この場合においては、指定管理者は速やかに改善策を策定し、島根県に提出するとともに、必要な改善策を施すこと。

ウ 評価結果の公表等

評価結果は、島根県議会に報告するとともに、島根県のホームページにより公表する。

また、改善の勧告内容、改善策、実施状況等についても適宜島根県議会へ報告し、島根県のホームページにより公表する。

14 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

16 留意事項

- (1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。
- (2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。
- (3) 候補者の決定の取消し等
7(1)記載の提出書類など島根県に提出した書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、候補者決定の取消し又は指定の取消しを行うことがある。
- (4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと思われるとき。
イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (5) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

- (1) 郵便番号 690-8501
- (2) 所在地 島根県松江市殿町1番地
- (3) 担当部局 島根県環境生活部文化国際課文化振興室
- (4) 電 話 0852-22-5877
- (5) ファクシミリ 0852-22-6412

島根県芸術文化センター条例（平成16年島根県条例第51号。以下「条例」という。）第8条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成26年8月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県芸術文化センターは、島根県立石見美術館及び島根県立いわみ芸術劇場から構成される複合施設で、多様で質の高い美術、音楽、演劇その他の芸術文化の鑑賞及び創造の機会を提供し、もって芸術文化の振興及び県民生活の向上を図ることを目的として設置したものである。

島根県芸術文化センターの管理については、平成17年4月から県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、現在の指定期間が平成27年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

- (1) 施設名称 島根県芸術文化センター（以下「センター」という。）（愛称 グラントワ）
- (2) 所在地 島根県益田市有明町5-15

(3) 開館年月日 平成17年10月 8 日

(4) 施設規模

ア 敷地面積 36,564平方メートル

イ 建築面積 14,068平方メートル

ウ 延床面積 19,740平方メートル (地上2階・地下1階)

エ 構造種別 RC造、一部PC、S造

(5) 施設内容

ア 島根県立石見美術館 (以下「美術館」という。)

展示室 (4室)、ロビー、収蔵庫等

イ 島根県立いわみ芸術劇場 (以下「芸術劇場」という。)

大ホール (1,500席)、小ホール (400席)、スタジオ (2室)、楽屋 (大2室・中6室・小4室)、多目的ギャラリー等

ウ その他

回廊、中庭広場、事務室、車庫、倉庫、駐車場 (200台) 等

エ 入居施設

レストラン (183平方メートル) 及びミュージアムショップ (89平方メートル)

(6) 配置図

島根県芸術文化センター指定管理者募集要項 (以下「募集要項」という。) を参照すること。

(7) 利用状況

入館者数実績 平成24年度 349,538人

平成25年度 349,539人

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。詳細は、島根県芸術文化センター指定管理業務仕様書 (以下「仕様書」という。) を参照すること。

なお、レストラン及びミュージアムショップについては、行政財産目的外使用許可に基づく運営となり、指定管理業務に含まないものとする。

(1) センターの施設及び設備 (以下「施設等」という。) で条例別表第1に掲げるもの (以下「有料施設等」という。) の利用の許可に関する業務

(2) 有料施設等の利用料金の設定、收受等に関する業務

(3) 美術館の観覧料の徴収に関する業務

(4) 施設等の維持管理に関する業務

(5) センターの総合案内、展示室の受付・監視に関する業務

(6) センターの広報・利用促進に関する業務

(7) 文化事業の企画及び実施に関する業務

(8) 県民、文化芸術団体及び公立文化施設の文化芸術活動に対する支援に関する業務

(9) 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務

(10) ボランティア会に関する業務

(11) その他仕様書に記載する業務

※ 島根県と指定管理者の業務区分について

センターの業務の一部は、島根県が直接運営する。島根県と指定管理者の業務区分は、おおむね次のとおりである。

業 務 区 分	業 務 内 容	運 営 主 体
---------	---------	---------

企画業務（美術館）	○企画展・常設展事業 ○美術品の収集保存及び調査研究 ○美術教育普及事業 ○県予算の執行、管理等	島根県
企画業務（芸術劇場）	○文化事業の企画及び実施 ○文化芸術活動の支援	指定管理者
施設運営業務	○有料施設等の利用許可・利用料金の收受 ○美術館観覧料の徴収・管理 ○センター総合案内、企画展・常設展の受付及び監視 ○広報・利用促進 ○芸術文化情報の収集・提供 ○ボランティア会の運営等	
施設管理業務	○施設等の維持管理 ○警備、清掃等	

4 指定期間

平成27年4月1日から平成35年3月31日までの8年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 指定管理業務に要する経費

(1) 利用料金制度

有料施設等の利用料金は、条例第16条の規定により指定管理者の収入とする。指定管理者は、条例及び島根県立いわみ芸術劇場管理規則（平成16年島根県規則第91号。以下「劇場規則」という。）に定める利用料金の基準額の0.8倍から1.2倍までの範囲内で、島根県知事の承認を受けて利用料金を定めるものとする。

なお、美術館の観覧料は、島根県の収入となるので留意すること。

(2) 指定管理料の額

島根県が支払う指定管理料は、指定期間における次の支出見込額から収入見込額を差し引いた額（消費税及び地方消費税（税率8パーセント）を含む。）を上限とする。

支出見込額 2,930,168千円（年間平均 366,271千円）

収入見込額 251,256千円（年間平均 31,407千円）

指定管理料 2,678,912千円以内（年間平均 334,864千円）

※支出見込額は、入居団体の光熱水費負担を含めた金額である。

※収入見込額は、利用料金及び入居団体の光熱水費負担額である。

※光熱水費単価の高騰により、施設の管理運営に支障を生じるおそれのある場合には、島根県及び指定管理者間で協議するものとする。

(3) 指定管理料の額の変更

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

なお、指定管理開始日から4年を経過した後に指定管理料の見直しを行うことがある。その結果については、6年目以降の指定管理料に反映する。

(4) 支払方法

各年度の指定管理料は分割支払とすることとし、支払時期及び分割方法については島根県と指定管理者で締結する協定書で定めるものとする。

6 指定管理者の応募資格

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当することが必要である。

ア 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている法人等でないこと。

(2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態を問わないが、個人は応募資格を有さない。

イ センターの管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成26年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 申請書

劇場規則及び島根県立石見美術館管理規則（平成16年島根県教育委員会規則第29号。以下「美術館規則」という。）に定める様式

イ 事業計画書

事業計画書の大きさは、原則としてA4判とし、次の内容を記載すること。

(7) 管理運営の基本方針

(イ) 事業実施計画に関する事項（文化事業、文化芸術活動の支援、広報・利用促進）

(ウ) 利用料金の設定及び減免の考え方

(エ) サービスの質の確保と具体的方策

(オ) 施設の維持管理・危機管理

(カ) サービス提供体制

(キ) その他仕様書で定める事項

ウ 指定期間各年度分及び期間を通じての収支予算書

エ その他申請に必要な書類

(7) 定款、寄附行為若しくは規約又はこれらに準ずる書類

(イ) 法人にあつては、当該法人登記事項証明書（現在事項証明書）

(ウ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(エ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(オ) 法人等の概要を記載した書類

(カ) 役員の名簿（住所、氏名等）及び略歴を記載した書類

- (キ) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (ク) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (ケ) 印鑑証明書
- (コ) 指定申請に係る誓約書

(2) 提出部数

正本 1 部及び副本10部（副本は、複写可とする。）。ただし、(1)エの(ア)、(イ)及び(キ)から(コ)までについては、正本 1 部、副本 1 部とする。

(3) 提出場所

17に記載する場所

(4) 提出期限

平成26年10月20日（月）午後 5 時

提出場所まで持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送の場合は書留とし、平成26年10月20日（月）午後 5 時までに必着とする。

(5) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に際して必要となる経費は、全て申請者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

エ 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがある。

オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

(ア) 申請書類に虚偽の記載があったとき

(イ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき

(ウ) 申請者若しくは申請者の代理人又はそれらの関係者が選定に対する不当な要求を行ったとき

(エ) その他不正な行為があったとき

8 募集要項等の公表期間及び公表方法

(1) 公表期間

平成26年 8 月 22 日（金）から同年10月20日（月）まで

(2) 公表方法

島根県環境生活部文化国際課ホームページに掲載する。

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時 平成26年 9 月 16 日（火）午後 2 時から午後 4 時まで

(2) 集合時間及び集合場所 午後 1 時50分にセンター 1 階講義室に集合すること。

(3) 現地説明会の内容 センターの施設見学

(4) 参加申込みの方法等

現地説明会への出席を希望する者は、参加申込書を次のとおり作成し、提出すること（1 法人等の出席者は 3 名までとする。）。)

ア 参加申込書の記載内容 法人等名、出席予定者（職・氏名）及び連絡先（住所・電話番号）

イ 提出場所 17に記載する場所

ウ 提出期限 平成26年 9 月 11 日（木）午後 5 時

エ 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ（ファクシミリをした後には、確認のため必ず電話をすること。）

10 仕様書等の不明疑義等

仕様書等の不明疑義等については、次の方法により提出すること。

なお、指定管理候補者の選定後に関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 提出方法

別に定める質疑票に記入の上、提出すること。ファクシミリによる提出も可とする。

なお、ファクシミリをした後には、確認のため必ず電話をすること。

(2) 提出期限 平成26年 9 月 29 日（月）午後 5 時

(3) 回答方法及び回答期限

質疑の回答は、全ての応募希望者に対し、平成26年10月 3 日（金）までにファクシミリにて行う。

(4) その他

質疑の提出期限以降において、新たに募集要項等入手した法人等が、回答文書の配付を希望する場合は、配付を行う。指定管理候補者の選定後に募集要項等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

11 指定管理者の候補の選定

条例第 8 条の規定による基準に基づき、島根県芸術文化センター指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という）において審査を行い、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の 5 名の委員で構成する。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、複合施設としてのセンターの効用を最大限に発揮させるものであること。

ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。

(3) 審査の項目及び配点

ア サービスに関する評価 計70点

(7) 管理運営の基本方針 10点

(イ) 文化事業の充実 10点

(ウ) 文化芸術活動の支援 10点

(エ) 広報・利用促進の考え方 10点

(オ) サービスの質の確保と具体的方策 10点

(カ) 施設の維持管理・危機管理 10点

(キ) 安定的な運営が図られるサービス提供体制 10点

イ コストに関する評価 計30点

(7) 収入目標と収支計画の内容 10点

(イ) 費用対効果の考え方 10点

(ウ) 法人等の財政的基盤 5点

(エ) 管理に要する経費 5点

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査基準、審査の項目及び配点に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果

は、平成26年10月22日（水）までに申請者全員に通知する。

ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。

エ プレゼンテーションの日時、場所等については、申請者に対して書面で通知する。

オ 候補者の選定は平成26年11月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに申請者名及び選定結果（選定又は非選定）を島根県のホームページにより公表する。

カ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

キ 選定委員会は、非公開とする。

ク 選定委員の氏名は、審査終了までの間は非公開とし、候補者の選定結果公表以降に公表する。

(5) 申請者が1者のとき

申請者が1者のみの場合でもプレゼンテーションによる審査を行う。この場合において、評価点数が最低基準60点を下回る場合には、当該申請者は指定管理候補者として選定しない。

12 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、あらかじめ島根県議会の議決を経る必要がある。11(4)で選定した候補者を、平成26年11月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の基本協定及び毎年度締結する年度協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

なお、基本協定の発効は、平成27年4月1日を予定している。

13 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況についての評価を毎年度実施する。

(1) 年度評価（毎年度実施）

年間を通じて行った管理運営状況の調査、指定管理者から提出された事業報告書の書面調査・ヒアリング等のほか、指定管理者が行う利用者へのアンケート調査等によって得られた利用者の意見等をもとに評価する。

(2) 評価結果の通知と改善への取組

評価結果は、指定管理者に通知する。

なお、改善が必要な場合は、業務の適正な履行及びサービスの質を確保するため、指定管理者に対し業務改善を勧告し、改善策の提出と実施を求める。この場合においては、指定管理者は、速やかに改善策を策定し、島根県に提出するとともに、必要な改善策を施すこと。

(3) 評価結果の公表等

評価結果は、島根県議会に報告するとともに、島根県のホームページにより公表する。また、改善の勧告内容、改善策、実施状況等についても適宜島根県議会へ報告し、島根県のホームページにより公表する。

14 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指

定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

16 留意事項

- (1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。
- (2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。
- (3) 候補者の決定の取消し等
7(1)記載の提出書類など島根県に提出した書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、候補者決定の取消し又は指定の取消しを行うことがある。
- (4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (5) 条例、劇場規則、美術館規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

- (1) 郵便番号 690-8501
- (2) 所在地 島根県松江市殿町1番地
- (3) 担当部局 島根県環境生活部文化国際課文化振興室
- (4) 電話 0852-22-5878
- (5) ファクシミリ 0852-22-6412

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例（平成16年島根県条例第52号。以下「条例」という。）第8条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成26年 8 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県立三瓶自然館及びその附属施設（以下「自然館等」という。）は、三瓶山及びその周辺地域の豊かな自然の中に、自然と親しむ場を確保し、あわせて自然環境に関する学習の機会を提供することを目的として設置したものである。

自然館等については、平成17年4月から、県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、現在の指定期間が平成27年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

今回募集する指定管理者が管理する対象施設は、次の2施設とする。

(1) 三瓶自然館

ア 名称

島根県立三瓶自然館（ホームページは、<http://nature-sanbe.jp/>）

イ 所在地

島根県大田市三瓶町多根1121番8

ウ 規模、構造等（本館・新館・別館）

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造 一部5階建て

(イ) 敷地面積 14,822平方メートル

(ウ) 延床面積 8,032.42平方メートル

エ 関連施設

北の原フィールドセンター 鉄骨・鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積 480.91平方メートル

野生鳥獣観察舎 木造平屋建て 延床面積 40.12平方メートル

男三瓶山避難小屋 木造平屋建て 延床面積 29.81平方メートル

自然観察入門広場、北の原芝生広場、自転車道等

(2) 主な附属施設

三瓶小豆原埋没林公園

ア 所在地

島根県大田市三瓶町多根口58番地2

イ 規模、構造等（大展示棟・小展示棟・管理棟）

(ア) 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階平屋建て

(イ) 敷地面積 9,603平方メートル

(ウ) 延床面積 1,118.36平方メートル

3 指定管理者が行う業務（詳細は、仕様書を参照のこと。）

(1) 有料施設の利用の許可に関する業務

(2) 自然館等の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 自然保護に関する普及啓発及び調査研究に関する業務

(4) 環境学習の推進に関する業務

(5) 島根県の自然環境及び自然史に関連する展示並びに博物館資料の収集、保管及び活用に関する業務

なお、上記に掲げる全ての業務を他の事業者に一括して委託することはできないが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託することができる。

4 指定期間

平成27年4月から平成35年3月末までの8年間を予定している。ただし、管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 指定管理業務に要する経費

(1) 指定管理料の上限額

島根県が支払う指定管理料は、指定期間における管理運営の支出見込額から有料施設の収入見込額を控除した金額で、次の予算額を上限とする。

また、各年度の指定管理料は、別途定める支払計画に基づき分割で支払うこととする。指定管理料の支払時期及び支払額については、島根県と指定管理者で締結する年度協定書で定める。

支出見込額 2,506,672千円 (年間平均 313,334千円)

収入見込額 241,600千円 (年間平均 30,200千円)

指定管理料 2,265,072千円以内（年間平均 283,134千円）

（消費税及び地方消費税（税率8パーセント）を含む。）

なお、指定開始から4年を経過した後に指定管理料の見直しを行うことがある。その結果については、6年目以降の指定管理料に反映する。

(2) 指定管理料の額の変更

指定管理料の額を変更すべき特別な事業が生じた場合には、その都度協議の上、定めることができる。

6 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからスまでのいずれにも該当すること。

ア 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

ク 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員となる資格を有する者であって生物、地学又は天文分野に精通し、環境学習に関する知識を有する専門職員を相当数配置できる法人等であること。

ケ 県内の自然環境等に精通し、自然保護に関する啓発及び環境学習指導の能力を有する法人等であること。

コ 研究論文の執筆、標本収集整理保存等の能力を有する法人等であること。

サ 天文観測施設の設備操作を円滑に行い、天文解説を適切に実施できるとともに、全天周映画及びプラネタリウムの上映が円滑にできる法人等であること。

(2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態を問わないが、個人は応募資格を有しない。

イ 自然館等の管理のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成26年12月中旬予定）までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

申請時には、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。

なお、申請に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とする。提出書類は、返却しないので注意すること。

(1) 申請書（島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第80号。以下「規則」という。）に定める様式第1号）

(2) 管理運営事業計画書（仕様書に定める様式ア）

記入項目の概要は、以下のとおり。

ア 基本方針について

イ 各施設ごとの管理運営について

ウ 実施体制及び組織について

- エ サービス向上策について
 - オ 個人情報の保護の措置について
 - カ その他仕様書で定める事項
- (3) 指定期間各年度分及び期間を通じての収支予算書（仕様書に定める様式ウ）
- ア 収入の項目
指定管理料 各施設ごとの利用料金収入見込み 事業収入 入居者光熱水費 その他
 - イ 支出の項目
人件費 各施設ごとの光熱水費 施設維持管理費 事業費 その他
- (4) 三瓶自然館及び小豆原埋没林公園の施設ごとの利用料金の設定計画（仕様書に定める様式イ）
- (5) その他提出書類
- ア 法人等の活動実績書（規則に定める様式第2号）
 - イ 誓約書（仕様書に定める様式第3号）
 - ウ 定款、寄附行為若しくは規約又はこれらに準ずる書類
 - エ 印鑑証明書
 - オ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - カ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - キ 過去3年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録
 - ク 法人等の概要を記載した書類
 - ケ 法人等の役員の名簿及び略歴を記載した書類
 - コ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
 - サ 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (6) 提出部数
正本1部及び副本7部。ただし、(5)イからオまで、コ及びサについては、正本1部及び副本1部とする。
- (7) 提出場所 島根県松江市殿町1番地 島根県環境生活部自然環境課
- (8) 提出期限 平成26年10月20日（月）午後5時15分
提出場所まで持参又は郵送すること。
なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後5時15分までとし、郵送の場合は10月20日（月）午後5時15分までに必着とする。
- 8 募集要項・仕様書及び基本協定書（案）の配付
- (1) 配付期間
平成26年8月22日（金）から同年10月20日（月）までの平日
午前9時から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間は除く。）
- (2) 配付場所
島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階
島根県環境生活部自然環境課自然公園管理グループ
なお、事後の連絡等に必要となるので、配付に際しては、法人等の名称、代表者の氏名及び連絡先を所定の用紙に記入すること。
- 9 現地説明会
- (1) 開催日時 平成26年9月16日（火） 午前10時から午後5時まで
- (2) 集合場所 島根県大田市三瓶町多根1211番8 島根県立三瓶自然館本館棟前

(3) 現地説明会の内容 募集要項及び仕様書の説明並びに施設見学

(4) 申込方法

法人等の名称及び参加希望者名（各団体3名まで）を明記の上、平成26年9月9日（火）までにFAXで16の問合せ先へ申込みを行うこと。FAXに当たっては、事前に電話連絡の上、送信すること。

10 指定管理者の候補の選定

指定管理者の候補の選定に当たっては、申請書及び提出書類の応募資格等を書類審査した後、審査結果を平成26年10月24日（金）までに全ての申請者に通知する。資格を有することを確認された者においては、指定管理者候補選定委員会で(2)の規定による審査の基準に基づき、プレゼンテーション方式による審査を実施し、候補者を選定する。

なお、プレゼンテーションの日時、場所等については、当該申請者に対して書面で通知する。

(1) 指定管理者候補選定委員会

指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、学識経験者、専門家等の6名の委員で構成し、次の審査基準及び審査項目に従い申請書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、候補者を選定する。

なお、選定委員会は非公開とし、審査結果は申請者全員に書面で通知するとともに申請者名及び選定結果（選定又は非選定）を島根県ウェブページで公表する。

(2) 審査の基準

ア 事業計画が、住民の平等な利用が図られるものであること及び利用者サービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画が、自然系博物館に求められる企画・展示・調査研究内容を適切に反映し、自然館等の持つ価値を最大限に引き出すものであること。

ウ 事業計画が、調査研究業務を基礎として、各種相談に適切にアドバイスするなど、島根県の自然保護行政の推進に資するものであること。

エ 事業計画が、施設の適切かつ効率的な管理運営を図ることができるものであること。

オ 事業計画を確実に実施するに足る財政的基盤及び人的能力を有すること。

カ 法令遵守等のための体制がとられているものであること。

(3) 主な審査項目及び配点

ア サービスに関する評価【70点】

内訳 基本方針（5点）

管理運営業務の実施計画（30点）

実施体制及び組織・人員（15点）

サービス向上策（10点）

事業実績（10点）

イ コストに関する評価【30点】

内訳 収入目標と収支計画（10点）

費用対効果の考え方（10点）

法人等の財政的基盤（5点）

管理運営に要する経費（5点）

(4) その他

正式に指定管理者が指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

候補者は、島根県議会の議決を経て指定管理者に指定される。

(2) 指定管理者との協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目等事項について協議の上、協定を締結する。

12 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況についての評価を毎年度実施する。評価結果については、指定管理者に通知し、島根県議会へ報告するとともに島根県ウェブページで公表する。

13 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

15 留意事項

(1) 申請者が、次のいずれかに該当する場合は、その申請者を選定審査の対象から除外する。

ア 複数の事業計画書を提出した場合

イ 申請者若しくは申請者の代理人又はそれ以外の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合

ウ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

エ 提出期限までに所定の書類が揃わなかつた場合

オ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

カ その他不正な行為があった場合

(2) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

16 問合せ先

平日の午前8時30分から午後5時15分まで受付を行う。

郵便番号 690-8501

所在地 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県環境生活部自然環境課

電 話 0852-22-6517

F A X 0852-26-2142